

令和3年6月18日

市内各小中学校長 殿
市内各 幼稚園長 殿

宜野湾市教育委員会
教育長 知念 春美
(公 印 省 略)

緊急事態宣言延長に伴う学校の対応について（通知）

平素より、本市教育行政に対してご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、県の緊急事態宣言延長を受けての学校の対応について、本市の方針を下記のとおりといたしますので、通知いたします。

記

1 幼稚園・学校再開日

令和3年6月21日(月)

2 留意事項

- (1) 通常登校であるが、県の緊急事態宣言は継続していることを幼児児童生徒へ理解させ、学校および学校外での感染防止に努めるよう指導を徹底すること。
- (2) 健康観察の徹底については、家庭との連携により、児童生徒に対し、毎日の検温と健康状態の確認を行うこと。
- (3) 緊急事態宣言期間中の学校行事等については、原則延期または縮小する。
- (4) 緊急事態宣言期間中の部活動については、原則停止とする。
ただし、九州大会、全国大会へつながる大会等へ参加する場合については、登録メンバー等必要最小限の人数にて、十分な感染防止対策を講じ、平日90分程度、土日2時間程度の活動は認めることとする。
- (5) スポーツ少年団の活動については、原則停止とする。ただし、九州大会、全国大会等に出場する場合に限り、登録メンバー等必要最小限の人数にて、十分な感染防止策を講じ、平日90分程度、土日2時間程度の活動は認めることとする。
- (6) 陽性者が発生した場合は、引き続き県の学校PCR支援チームへ連絡し、検査を実施する。
- (7) 陽性者および濃厚接触者が出た場合は、その状況に応じて学級・学年閉鎖等の対応について協議するので、速やかに宜野湾市教育委員会へ連絡すること。